

# 各務原市緑の基本計画の変更（一部改訂）（案） へのご意見と市の考え

「各務原市緑の基本計画」は、緑地の保全および緑化の推進についての施策の総合的な推進を図るための基本的な計画で、平成12年度に策定されました。現在の計画は、平成28年3月に改訂されたものです。本計画は、市民と行政が共有する緑に恵まれた美しいまちづくりに向けた目標・指針となるもので、都市計画マスタープラン（2016）、景観計画と連携を図りつつ、緑豊かな美しいまちづくりを実現していくための計画として位置付けられています。各務原市で行う事業については、本計画に基づき、緑地の保全および緑化の推進を総合的、計画的に実施しています。

今回は、（仮称）各務原市総合運動防災公園や、公募設置管理制度（Park-PFI）などの民間活力を導入した公園整備に関する方針について、上位計画である緑の基本計画に位置付けを行うにあたり、改訂内容について皆さんのご意見を募集しました。

その結果、3名の方からのご意見をいただきました。いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。提出されたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約し、できる限り内容ごとに整理・分類した上で市の考え方を示しています（順不同）。

また、今回のパブリックコメント募集は、「一部改訂箇所」を対象としたものでしたが、令和6.7年度において、緑の基本計画の全面的な見直しが予定されています。その際は、今回のご意見も貴重なご意見として、参考にさせていただきます。

## ◆実施期間

令和4年10月3日（月曜日）～令和4年10月24日（月曜日）

## ◆意見の提出状況

提出者数 3名 12件

## ご意見1

対象箇所	P25 公園等の整備 A 公園整備における方針5行目
ご意見	
民間活力の導入を選択肢の一つとして掲げてもいいと思いますが、公園の魅力・利便性	

の向上や賑わい創出を図るために、NPO 団体等、主体的な市民団体の検討も残すべきです。実際に市民公園については、主体的な市民団体パークリノベミーティングが中心となり、公園のあり方を考え実践していこうとしています。

市の考え方

主体的な市民団体、NPO 団体等も含め、幅広い民間の担い手を総称して「民間活力」としています。

ご意見 2

対象箇所	P52 総合公園・運動公園の整備
ご意見	
市にはシンボルとなるような魅力的な総合公園、運動公園がすでにあります。各務原市総合運動防災公園が市のシンボルと誤解されかねないので、「市のシンボル」という表現はいらなと思います。	
市の考え方	
「各務原市総合運動防災公園」は、市を代表する公園の一つとして、市のシンボルとなるよう公園整備を進めていきます。	

ご意見 3

対象箇所	P49 都市公園の整備等 P57 道路の緑化 P71 a.市民参加
ご意見	
近年の事業は、一般の市民に意見を聴くことなく、事業が進められていたり、意見を聴く場は設定するものの、意見が反映されることは、ほとんどないと、私は感じています。 パブリックコメントも、市民に意見を聴くシステムですが、応募者の数に示されている通り、市民の声を聴いている実態ではありません。本計画案の作成に当たっても「各務原市緑の基本計画改訂委員会」の中に何名の市民代表者が含まれていたのかが明らかではありません。	
市の考え方	
各事業においては、地元説明会やワークショップを開催するなど地域のニーズを取り入れながら進めています。パブリックコメントの募集は、広報やホームページ等により市民全体に周知し、広く意見をお聞きしています。今回の緑の基本計画の変更（一部改訂）	

は「各務原市緑審議会」で審議しており、市民委員は7名含まれています。

ご意見 4

対象箇所	P51 近隣公園・地区公園の整備
ご意見	
城山の所有については、目標の中に、検討から実施に向けての現状の課題（なぜ係争中で、どんな結果が出れば検討が始まるのか）の記載が必要ではないでしょうか。	
市の考え方	
それぞれの事業に固有の課題がありますが、緑の基本計画の中ではそれぞれの計画や整備目標を記載しています。事業の内容や進捗、課題については地元説明会や議会等を通じて丁寧に説明を行っていきます。	

ご意見 5

対象箇所	P55 公園のネットワーク化
ご意見	
具体的に何をするのが、理解できません。特に、「市街地における動植物種の円滑な移動のため」とは何を意味するのでしょうか。山から出てきたシカや猿のために何かするのでしょうか？現計画の中で具体的な事例の記載をお願い致します。	
市の考え方	
「市街地における動植物種の円滑な移動のため」は、シカや猿などを保全するという意味ではありません。鳥獣害対策と動植物種の円滑な移動（生物多様性、ビオトープ・ネットワーク）は相反するものではなく、両方を考慮しながら解決すべき重要な課題です。ご意見を参考にしながら緑の基本計画定期見直し（令和6、7年度）の際に、改訂を検討します。	

ご意見 6

対象箇所	P55 子ども広場の整備
ご意見	
「子ども広場」の運営管理を自治会に任せるとご計画でしょうか。自治会に任せるのは間違っていると想います。行政や企業が管理運営をすべきと提案します。	

市の考え方	
<p>街区公園などの身近な都市公園は、市で計画的に設置し管理しています。一方、子ども広場は都市公園と違い、自治会自らが地域の空地等を利用し、設置した自治会管理の広場であり、自治会が責任を持って管理・運営されております。市では、自治会の負担軽減のため管理費用の一部を補助しています。</p>	

ご意見 7

対象箇所	P57 道路の緑化
ご意見	
<p>令和3年度のいちょう通りの剪定は「緑を適切に管理する」や「緑豊かで美しいまちなみの形成に努める」とは逆行しているのでは。費用が多少、増えても、計画的な緑の管理が必要ではないでしょうか。管理者を指定して、定期的な巡回管理と定期的・計画的な処理・更新の仕組みづくりを提案します。加えて、落葉樹の清掃管理もご検討いただきたい。落葉を回収して「緑のリサイクル」につなげる、ことを提案します。</p>	
市の考え方	
<p>街路樹は、街並みに季節感や潤いをもたらすと共に、夏の強い日差しを遮り、気温の上昇を防ぐ効果などがあります。市では、沿道住民や地域の方々の意見を伺いながら街路樹の剪定基準を定め計画的に剪定を実施しながら緑豊かで美しい街並み形成に努めています。いちょう通りの剪定においても、数年後の樹形を見据え、段階的な剪定を計画し、実施しております。落葉の回収に関しては、月1回、市内の17箇所にて緑ゴミの回収を行い、緑のリサイクルに繋げています。</p>	

ご意見 8

対象箇所	P66 緑地協定の締結
ご意見	
<p>「緑地契約の締結」により、契約者が得ることのできるメリットの明記をお願い致します。</p>	
市の考え方	
<p>緑地協定の締結により、地区単位で計画的な緑化が図られ環境・景観レベルが向上するなどのメリットがあります。なお、市では土地所有者を対象とした補助金制度は設けておりません。</p>	

ご意見 9

対象箇所	P67 緑化協議
ご意見	
<p>緑化協議の実績があれば記載をお願い致します。 各務原アピタや各務原イオンとは協議はあったのでしょうか。</p>	
市の考え方	
<p>最近の緑化協議の実績は、R1 年度 44 件.R2 年度 33 件.令和 3 年度 39 件です。各務原イオンは「各務原市開発事業指導要綱」により緑化指導されており緑化協議の対象ではありません。各務原アピタの建設（H12）は緑化協議制定（H13）前になりますが、イオンと同じく「各務原市開発事業指導要綱」により緑化指導されています。</p>	

ご意見 10

対象箇所	P72 民有地の緑等を維持する制度等の検討
ご意見	
<p>建築会社と提携して、グリーンバンクの樹木を提供するなどして、樹木付きの建売を奨励するなどの制度も検討されることを提案します。</p>	
市の考え方	
<p>市のグリーンバンク（苗畑）は小規模であるため、公共事業用として運用しています。</p>	

ご意見 11

対象箇所	P74 緑化イベントの開催 P75 緑の調査研究の推進
ご意見	
<p>各務原市からのメールと LINE を登録しています。市長の各種のごあいさつより、興味ある情報を発信されることを提案致します。</p>	
市の考え方	
<p>皆様が興味のある情報が発信できるよう努めます。</p>	

ご意見 12

対象箇所	記載なし
ご意見	
<p>尾崎は自然に囲まれた良いところです。しかし、その自然である山が大変荒れていま</p>	

す。山の手入れをボランティアに頼りすぎています。自然の山にもっと目を向けていただきたいです。自然災害対策も今後の課題です

#### 市の考え方

市民参加により里山の自然を維持するとともに、市では危険木の伐採を実施するなど、本市の緑の財産として適正に保全・管理してまいります。